

平成28年12月15日

放送受信契約の未契約世帯に対する担当窓口変更通知の発送について

本日、これまで営業現場において受信契約の締結をお願いしてきたものの、これ以上対応を重ねても契約していただくことが困難と判断した茨城県内の世帯12件に対し、担当窓口を営業局東京受信料特別対策センターに変更する旨の通知を発送いたしました。

茨城県において未契約の一般世帯に対する窓口変更は初めてのこととなります。

- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- 今回、窓口変更の対象となった未契約世帯には、営業局東京受信料特別対策センターから、引き続き丁寧に受信契約の締結と受信料の支払いをお願いしてまいります。
ただし、どうしてもご理解いただけない場合は、訴訟の予告を行い、それでもなお契約締結に応じていただけない場合には、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起します。